

## 第1条【取次店】

プランビー取次店（以下「取次店」という）とは、株式会社プランビー（以下「プランビー」という）が定める申し込み手続きを経て登録し、プランビーの取り扱う販促用デモ機・サービスの取次及びそれらに関する各種サービス或いは報酬（取次店報酬）を受ける資格を有する個人または法人をいいます。

## 第2条【取次店登録方法】

1. 取次店登録には他の取次店からの紹介が必要です。
2. プランビーに取次店登録申請書及び必要書類を提出し、承認を受けます。
3. プランビーの定める商品購入もしくはレンタル契約等のいずれかの契約が必要です。
4. 法人が登録する場合は代表取締役が登録し、代表取締役個人の本人確認書類が必要になります。
5. 登録申請の手続きは、プランビー指定の方法以外は受け付けません。
6. 取次店登録申請書の契約者本人控は大切に保管してください。また、契約時にご提出いただきました「取次店登録申請書」やその他書面、本人確認書類の写し等は解約等の理由の如何に関わらずご返却はできません。

## 第3条【取次店登録資格】

1. 取次店登録申請は本取次店規約及び法を遵守することの出来る良識ある満20歳以上の方（学生は除く）に限ります。
2. 取次店登録申請は日本国内に住居登録されている方に限ります。
3. その他の登録資格については、プランビーにおいて定めるところによります。
4. 取次店は、第三者に自身の取次店権を譲渡、販売することは出来ません。ただし、プランビーが認めた場合はこの限りではありません。

## 第4条【登録できない方】

下記に該当する方はいかなる場合においてもプランビー取次店登録及びカスタマー登録は出来ません。

1. 未成年者及び満20歳以上であっても学生の方。
2. 破産者・成年被後見人・被保佐人及び法律行為の出来ない方。
3. 暴力団及びその関係者・前科をもつ方。
4. 社会問題を引き起こしている企業・機関・組合・団体等に所属している幹部及び関係者。
5. a) 過去にプランビーの取次店契約またはカスタマー契約を中途解約された方とその第二親等までの方。  
b) 第二親等内に契約中の取次店またはカスタマー（ビープレッソ、電力需要家を除く）の方がおり、その方以外からの紹介で他系列に登録しようとしている方。
6. プランビーより取次店として不適格者と判断され取次店資格を取り消された方。
7. 健全なリクルート活動及びサービス事業を営む上で、プランビーが不適格者と認めた方。
8. 取次店活動において、特定商取引法・薬機法・医師法等の関連法規に違反した事実が認められた方。
9. 第2条の取次店登録以外の方法でプランビーの製品を購入した方。
10. プランビーの社員及び他の取次店に対して暴言、暴力等をおよぼし、協調のとれない方。
11. その他、前各項に準じるとプランビーにおいて認められた方。

## 第5条【取次店資格の取り消しと喪失】

取次店登録後であっても下記並びに、第4条の各項のいずれかの該当者であることが判明した場合及び取次店登録後に第4条各項のいずれかに該当した場合は、取次店資格の取り消しを行う事があります。

1. 取次店登録申請書に虚偽の記載が発覚した場合。
2. 取次店規約第9条の各項いずれかに該当した場合。
3. 取次店が特定商取引法等の関連法規に違反した場合。
4. プランビー及び他の取次店の名誉を著しく毀損した場合。
5. 当該取次店が死亡した場合。ただし本人死亡後30日以内に本人の親族から申し出があった場合、所定の手続きにより法定相続人に限り名義の変更を認めます。
6. 製品を受領せず、返還されてから5営業日以内に連絡なく再出荷の連絡がない場合。

## 第6条【退会及びクーリング・オフ】

1. 取次店は解約届を提出することにより、いつでも解約して退会することが出来ます。20日間のクーリング・オフ、次項の中途解約及び特定商取引法等に基づく契約の解除を除いては、プランビーから購入製品代金等の返還は出来ません。
2. 取次店登録後1年以内である場合で、製品の引渡しを受けてから90日を経過していない場合には、退会の上、未使用の製品を返品することが出来ます。既に受け取っている報酬並びに既払い額の10%の解約手数料を差し引いて返金します。但し、製品を再販売していたり、使用または消費した場合、自らの責任で製品を滅失または毀損した場合は除きます。
3. 特定商取引法に基づくクーリング・オフ制度及び中途解約（返品ルール）を概要書面と契約書面で確認しなくてはなりません。また、取次店の禁止行為及び不実告知、重要事項の故意の不告知は契約の取り消しになることがあります。
4. 無店舗、個人登録のみが対象となり、法人名義での登録はクーリング・オフ対象外です。

## 第7条【登録料及び会費】

取次店登録にかかる費用（特定負担）は製品の種類や契約プラン及び支払い方法により定めます。年会費はありません。

## 第8条【届出事項の変更】

1. 取次店が、プランビーに届け出た取次店登録申請書の内容に変更があった場合は、直ちに登録内容変更届を提出し、手続きする義務があります。変更に伴う費用はかかりませんが、電話や口頭での受付はいたしません。
2. 前項の変更届が提出されていない場合、規定の手続きが保留されます。
3. 変更届未提出により発生した再振込手数料や再発送に伴う送料はご負担いただきます。

## 第9条【禁止事項】

以下の事項に該当する行為を禁止します。

1. プランビーが扱う製品について、法律で定められた範囲外の効果効能を謳うこと。
2. プランビーの許可無くプランビーが関係する協会、団体、企業またはその関係者に連絡及び訪問すること。
3. プランビーの許可無く会社名・ロゴマーク・意匠・商標・商号等を使用し、独自広告、宣伝、ウェブサイトの開設及び印刷物の製作、展示会等への出展、会社名や製品名等含んだインターネットドメイン名を取得及び使用すること。
4. プランビーの許可無くプランビーまたは他社の著作物である印刷物、文献、VTR、写真等の複写・複製の製作及びその使用、または販売とそれを流布する行為。
5. プランビー事業に伴う特許権・使用権・販売権・著作権等を侵害する行為、またはこれに関与する行為。
6. プランビーまたは取次店主催のセミナーにおいて、プランビーの許可無く録画または録音する行為。
7. 同業他社及び他の取次店またはプランビーの誹謗中傷。
8. リクルート活動において、虚偽または不実の内容を伝えること。
9. リクルート活動において、深夜及び早朝等の非常識な時間帯の訪問をすること、並びに威迫または脅迫の言辞を用いること。
10. 第4条に該当する方をリクルートすること。
11. インターネット上のコミュニティサイト（フェイスブック、ツイッター等のSNS等）や独自に作成したウェブサイトでのリクルート活動。
12. 契約者名義の貸し借り。
13. 登録後の紹介者変更や系列の変更。但し、プランビーが認めた場合はこの限りではありません。
14. 別系列での重複登録。
15. 他系列、スポンサー以外のアップライン、L1（直紹介）以外のダウンライン、取次店活動を通じて知己を得た者をプランビービジネス以外の目的（販売・紹介・活動等）に利用したり、プランビー以外のビジネス（MLMに限定せず代理店ビジネスや投資等を含む全てのビジネスを指します）に勧誘やリクルートすること及び類似行為。
16. 取次店同士での金銭の貸し借り。または消費者金融からの借入の教唆等、不正な行為を促すこと。
17. プランビーが発行する書面の内容を改ざんすること。
18. プランビーのビジネス活動を利用して、プランビーから支給される報酬以外に、名目を問わず不当な利益を相手方より得ること。
19. 契約に基づく債務、またはその解除によって生じる債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
20. 組織図・配置図に記載された本人以外の個人情報、第三者に漏洩すること（退会後であっても同様とする）。
21. 法令・本規約及び約款の違反、その他公序良俗に反する行為。
22. プランビーの発展、他の取次店活動を妨げる行為。

## 第10条【自己責任の原則】

1. 取次店は独立した事業者であり、プランビーと雇用関係には無く、プランビーの代表者、社員、代理人ではありません。
2. 取次店の違法行為、本規約違反により生じた不利益な事態は、当該取次店がその責任の全てを負わなければなりません。
3. プランビーは、プランビーの事業目的以外で発生した取次店の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害を賠償する義務は無いものとします。
4. 取次店活動の際、第三者に対して損害を与えた場合、当該取次店は自己の責任と費用をもって解決し、プランビーに対して一切の損害を与えないものとします。
5. プランビーは、再販商品の瑕疵担保責任を負いません。

## 第11条【取次店の責務】

取次店として、傘下の取次店及びカスタマーに対して次のように責務を果たさなければなりません。

1. 傘下の取次店全体に対してトレーニング・指導・激励等を行う義務があります。また、傘下の取次店と接触を密に保ち、質問等に常に対応できるようにしていなければなりません。
2. 傘下の取次店及びカスタマーの月額料金の支払い等の債務が不履行となった場合、プランビーからの入金勧奨の要請、レンタル機器の回収の要請等に協力する義務があります。
3. 傘下の取次店がレンタル契約・取次店契約の内容・条件並びに法律・政令・規約及び条例を適切に理解し、それらを確実に遵守するように最大限の努力を払う義務があります。
4. 傘下の取次店間で論争・紛争が生じた場合にそれに適宜介入し、速やかにかつ友好的に解決するように努力する義務があります。
5. 取次店はプランビーからの電子メール・電話・郵便等による連絡に速やかに応答する義務があります。
6. 月額報酬額が12万円以上または年間50万円以上発生する取次店は、プランビーから指定された方法によってマイナンバーを提出する義務があります。

## 第12条【取次店報酬の計算方法と支払い】

1. 取次店報酬或いはボーナスとは、取次店が得ることができる特定利益で、報酬のことを指します。
2. 取次店報酬の計算方法と支払い基準対象は、プランビーが発行する最新の概要書面に準じます。また、報酬プランはプランビーの判断によって変更することがあります。プランビーのウェブサイト及び電子メール或いは書面、会報誌等を通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに、次の取引を行ったら承認したとみなします。
3. 取次店報酬は登録された銀行口座への振り込みによって行います。報酬振込口座情報に変更があった場合、「登録内容変更届」を速やかに届出ください。登録口座の申告ミスまたは更新の届出がされず、振込できなかった場合、組戻し手数料及び再振込手数料を差し引いて再振込します。
4. 月額報酬12万円以上（日締め含む）の個人事業主である取次店は、税法による源泉税を差し引いて振り込みます。なお、プランビーでは税込で判断します。
5. 取次店報酬の振込金額（総支給金額から手数料として600円を控除した額）が5,000円に達するまでは翌月以降に繰り越します。繰越金は買取や退会により取次店資格を喪失した時点で消滅します。
6. 報酬振込口座は、登録名義と同一名義の口座に限られます。法人名義で取次店登録し、代表者等の個人口座を報酬振込口座に指定することはできません。
7. 支払調書の再発行、支払明細書の発行には手数料1,000円が発生し、取次店報酬等から差し引いて精算、またはお振り込みにてお支払いいただきます。

### 第 13 条【取次店報酬支払いの停止と返還】

以下に該当する場合、取次店報酬の支払いはされず、また既に支払済みの場合は速やかにプランビーに返還しなければなりません。

1. 各種契約による各種代金、その他の責務について期日までに入金及び履行されない場合。
2. クーリング・オフ、中途解約及び契約の解除が発生した場合。
3. 第 11 条各項の取次店の責務を果たしていないとプランビーが判断した場合。
4. 取次店規約に違反した場合。

### 第 14 条【遅延利息】

取次店が、料金その他の責務について支払期日を経過して支払いが無い場合は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。

### 第 15 条【組織図・配置図】

以下の項は取次店退会後も拘束されます。

1. 組織図・配置図は取次店 ID、氏名、都道府県名等が記載された情報であり、プランビーの機密情報です。この情報を他に漏洩することは、プランビーのみならず、他の取次店の迷惑にもなる可能性があることを認識しなければなりません。
2. 組織図・配置図はプランビーが作成したものであり、その一切の権利（所有権、知的財産権、著作権）はプランビーにあります。

### 第 16 条【不可抗力免責】

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、抗争行為、輸送機関・通信回線または保管中の事故、その他プランビーの責に帰すことができない事由による債務不履行については、プランビーは責任を負いません。

### 第 17 条【管轄裁判所】

プランビーと取次店との間で生じた紛争は、双方ともに早期円満に解決することにつとめますが、万一訴訟となった場合は新潟地方裁判所及び長岡簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 18 条【準拠法】

プランビーと取次店との諸契約に関する準拠法は、全て日本の法律が適用されるものとします。

### 第 19 条【規定外事項】

本規約に定めなき事項は、プランビーと取次店とが誠意を持って協議し処理することとします。

### 第 20 条【規約の改正】

本規約は、社会情勢の変化や法律の改正等により、取次店の上承を得ずに変更することがあり、これを了承していただきます。規約が変更された後も取次店であり続けることにより、取次店は変更を受け入れ、承認したものとします。

2020 年 1 月 1 日 改訂